

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年　月　日

川崎市消防長 殿

防火 管理者
防災

住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、
防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。
防災

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第1 ^{※1}	() 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受付欄 ^{※2}	経過欄 ^{※2}		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

4 ※2欄は、記入しないこと。

消防計画

（目的）

第1条 この計画は、消防法（以下「法」という。）第8条第1項に基づき、
当該事業所（以下「当該事業所」という。）の防火管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- （1）当該事業所に勤務し、出入りする全ての者
- （2）防火管理業務を受託している者

2 管理権原の及ぶ範囲は、当該事業所部分において、この計画を適用するものである。

（管理権原者）

第3条 管理権原者は、当該事業所の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えるなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、防災センターまたは指揮本部を中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

（防火管理者）

第4条 防火管理者は、防火対象物の管理権原者の指示と当該消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - （1）消防計画の作成及び変更
 - （2）自衛消防の組織に係る事項
 - （3）消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
 - （4）避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - （5）火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - （6）防火対象物の法定点検（防火対象物点検）の立会い
 - （7）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - （8）改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - （9）火気の使用、取扱いの指導、監督
 - （10）収容人員の適正管理
 - （11）従業員に対する防災教育の実施
 - （12）防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

- (13) 管理権原者への提案や報告
- (14) 放火防止対策の推進
- (15) 災害活動の拠点となる防災センターまたは指揮本部に災害活動上必要な情報集約

(防火管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第5条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

第6条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 自衛消防の組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造に関する事項の変更
 - エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - (ア) 受託者の氏名及び住所
 - (イ) 受託方式
 - (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
 - (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
- (3) 消防訓練実施の通報
第29条による。
- (4) 禁止行為の解除承認申請
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をしたのち申請すること。
- (5) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- (6) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を、管理権原者及び防火管理者が確認をした後、消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき報告すること。（防火対象物全体で報告する際は必要なし）
- (7) その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して防火管理維持台帳に編さんし、保管する。

(予防的活動のための組織)

第8条 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火管理者のもとに、防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表1のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第9条 防火担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐
- (3) その他、防火管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く。）

(火元責任者の業務)

第10条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の日常の火気管理（喫煙の管理も含む。）に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関すること。
- (5) 防火担当責任者を補佐すること。

(自主点検・検査の実施)

第11条 消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、別表2、別表3により、年2回（　月、　月）点検・検査を、管理権原者又は防火管理者が実施する。

(防火対象物の法定点検（防火対象物点検）等)

第12条 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）は、点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第13条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第14条 自主点検・検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。点検検査結果については、防火管理維持台帳に編さんする。

(不備欠陥事項の改善)

- 第15条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(従業員等の守るべき事項)

- 第16条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- 3 喫煙は、指定された場所で行う。
- 4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

(営業時間外における対応)

- 第17条 営業時間外については、警備員等は、定時に巡回する等防火・防災上の安全を確認する。

(工事中の安全対策)

- 第18条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を所轄消防署に届け出る。
- 2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。
- (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
 - (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
 - (4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
 - (6) その他防火管理者の指示すること。

(定員の管理)

- 第19条 次の事項を遵守し、定員の管理に努める。
- (1) 定員を超えた客の入場をさせない。
 - (2) 避難通路に客を収容しない。
 - (3) 出入口や切符売場の見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。

(火気の使用制限等)

- 第20条 防火管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。
- (1) 喫煙場所の指定
- 防火管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、

喫煙場所を指定する。

(2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、

とする。

(臨時の火気使用等)

第21条 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(放火防止対策)

第22条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 物置及び倉庫等の施錠を励行する。
- (3) 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。
- (4) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- (5) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝に、ゴミ集積場に出すこと。

(自衛消防の組織の編成等)

第23条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防の組織を編成する。

2 自衛消防の組織及び任務分担は、別表4のとおりとする。

(震災対策)

第24条 防火管理者は、地震時の災害を防止するため、日頃から備品、物品等の転倒、落下防止措置を講じ、負傷又は避難に支障を生ずるおそれがないようにしておくこと。

- 2 地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使用設備・器具の使用を停止すること。
- 3 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、電源及び燃料の遮断等を行い、通報連絡班に状況を報告すること。
- 4 在館者を避難場所まで避難誘導する場合は、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明し、身の安全を図りながら、全員徒歩で避難する。
- 5 避難する際は、分電盤を遮断すること。
- 6 避難誘導は、避難誘導係と協力して行うこと。

(警戒宣言発令時の対応)

第25条 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨を事業所内に連絡する。

- 2 防火管理者は、今後の営業等の方針を連絡する。
- 3 防火管理者等は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

(管理権原者の教育)

- 第26条 管理権原者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火関連行事に定期的かつ積極的に参加する。
- 3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。
- 4 管理権原者は、防火管理者、自衛消防隊長等と定期的に情報交換を行う。

(防火管理者等の教育)

- 第27条 防火管理者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防火管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。
- 3 防火管理者は、防火に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火講演等を隨時開催する。

(防災教育)

- 第28条 防火管理者は、従業員、新入社員、パート等に対して計画的に防災教育を実施する。
- 2 防災教育の内容は、概ね次の各号に掲げるものとする。
- (1) 消防計画について
 - (2) 従業員等が守るべき事項について
 - (3) 火災発生時及び地震発生時の対応について
 - (4) その他火災予防上必要な事項について

(消防訓練)

- 第29条 防火管理者は、次により消防訓練を実施する。
- 防火管理者は、次表により計画的に消防訓練を実施するものとする。

訓練の種別	実施時期
消火訓練	月 月
通報訓練	月 月
避難訓練	月 月
総合訓練	月 月

- 2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施した実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。